

# 補装具作製の流れ

【下肢装具（身障手帳で作製）】（屋外・屋内：LLB・SLB・SHB・靴型装具・足底板）

✓					
申請まで	①何を作るか決める	②整形外科診察の予約を取る	③市町村の福祉課に書類を取りに行く	④整形外科診察（相談申請）	
	担当PTと相談	担当PTや診療所と予約の日程を相談し、決定する。	申請書類をもらう	【持ち物】 ・申請書類 ・使用していた器具 （作り替えの場合）	
申請	⑤診療所からTEL	⑥診療所から書類を受け取る	⑦書類を市町村の福祉課に提出		
	書類ができた報告を受ける	来所して受け取る	市町村への申請完了		
申請後	⑧支給券が届く	⑨「採型・仮合わせ・納品」3回分の予約を取る			
	郵送で1ヶ月程度かかる	担当PTや診療所と日程を相談し、決定する			
採型	⑩整形外科診察（採型）：1回目	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;">                 仮合わせと納品が合わせて 1回になることもあります             </div>			
	足の型取りをする				
仮合わせ	⑪整形外科診察（仮合わせ）：2回目				
	来所し、装具が足に合っているか等確認する				
納品	⑫整形外科診察（納品）：3回目				
	来所し、完成した補装具を受け取る	【持ち物】 ・支給券      ・委任状 ・負担金      ・印鑑			



整形外科診察は、事前予約が必要です。担当PTとよく相談の上、ご予約下さい。  
 予約電話番号：0774-64-2141（こども発達支援センター診療所）